

第67回 岐阜商工会議所 優良社員表彰実施要項

- 1 目的 永年同一事業所に勤続し、かつ勤務成績が特に優秀と認められる社員並びに特別功績のあったものを表彰すること。
- 2 主催 岐阜商工会議所
- 3 式典 令和6年11月22日(金)午前10時から
- 4 会場 岐阜商工会議所 2階 大ホール
- 5 推薦方法 右の推薦書に所定の事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込みいただき、協賛金をお振り込みください。
 - ・送付先 〒500-8727 岐阜市神田町2-2 / FAX 058-264-0336
 - ・振込先 右推薦書参照
- 6 協賛金 表彰者1名につき協賛金として、次の金額をご負担ください。

10年以上	3,850円	20年以上	4,400円	30年以上	7,150円	40年以上	7,700円
永年勤続特別表彰(50年以上)				8,250円	※ 表記の金額はすべて税込みです。本協賛金は消費税の課税仕入れに該当しますので、表彰式当日に領収書を発行させていただきます。		
特別表彰(功労者)				9,350円			
- 7 期限 (1) 申込：令和6年9月5日(木) (2) 振込：令和6年9月19日(木)

岐阜商工会議所 優良社員表彰規程

- 第 1 条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し勤務成績優秀と認められる社員並びに業務上特に功績のあった社員を表彰し、その功績に報いるものとする。
- 第 2 条 本規程の社員とは、岐阜商工会議所会員の営む事業所の社員、並びに岐阜商工会議所の職員であるものとする。
- 第 3 条 被表彰者選考のため表彰審査委員会を設ける。
 - 1 審査委員は本所総務委員会委員をもって充てる。
 - 2 審査委員会には委員長、副委員長を置き、総務委員会委員長及び副委員長がこの任にあたる。
- 第 4 条 本規程により表彰せられる社員とは、特に功績のあった者並びに勤続10年以上にして下記各号に該当する者であり、かつ表彰者の決定は事業所代表者からの推薦書に基づき審査委員会において選考の上決定する。
 - 1 特に功績のあったもの
ただし、特に功績のあった者については所属部会長の副申を添えるものとする。
 - 2 永年勤続したもの
 - イ 商工業に従事しその振興に寄与し功績のあったもの。
 - ロ 忠実業務に従い他の社員の模範となるもの。
- 第 5 条 表彰の段階は下記の如くとする。
 - 1 特別表彰(功労者)
 - 2 永年勤続表彰
 - (1)10年以上 (2)20年以上 (3)30年以上 (4)40年以上 (5)永年勤続特別表彰(50年以上)

ただし、永年勤続表彰は、前項何れかの年限段階において表彰されたものは、次の段階にならなければ表彰されない。
なお、30年以上の表彰については日本商工会議所会頭表彰とする。
- 第 6 条 表彰は表彰状等を贈呈してこれを行なう。
- 第 7 条 個人事業所にあつては事業主・事業主と生計を一にする親族、法人事業所にあつては代表権のある役員は、表彰を受ける資格がない。
- 第 8 条 出向の場合は、本人の籍のある事業所から推薦すること。
- 第 9 条 本表彰の勤続年数の計算は、表彰年度の9月30日現在を以って算定する。

ただし、勤続30年以上の表彰については、9月30日以前1年以内に退職した者についても表彰の対象とする。
なお、次の各号の期間は、在職期間として通算する。

 - 1 会社、工場、商店等にしてその事業の経営を合併又は企業整理等により閉店し、再び開店したる場合における勤続年数。
 - 2 中途退職において、再び同一事業体へ1年以内に就職した場合は、その前後の期間。
 - 3 臨時雇用期間。
- 第 10 条 本表彰は、毎年1回これを行なう。